

福岡県医発第1764号(地)

平成20年 1月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

鳥インフルエンザ（H5N1）に関する情報提供について

標記の件につきましては、平成19年12月13日付け福岡県医発第1637号（地）にて、中国（江蘇省）で、鳥との接触歴のない者が鳥インフルエンザ（H5N1）に感染して死亡し、その後、同患者の父親も鳥インフルエンザ（H5N1）に感染していることが確認され、厚生労働省が、中国からの帰国者について検疫を強化した旨ご連絡いたしました。

今般、①中国政府衛生部が濃厚接触者すべての健康監視の終了について発表したこと、②患者の隔離から潜伏期間以上の日数が経過し、同一地域において新たな感染者が認められないことから、本対応については、平成19年12月26日を以って解除された旨、福岡県保健福祉部健康対策課より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

なお、中華人民共和国については、インフルエンザ（H5N1）流行国として従来の検疫対応が継続されております。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎



事 務 連 絡
平成 19 年 12 月 27 日

各 { 都道府県
政令市
特別区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

中華人民共和国(江蘇省)における、鳥インフルエンザ(H5N1)の
人から人への感染疑いに対する対応の解除について

12 月 10 日付で連絡しました中国に対する検疫体制の強化につきまして(「中華人民共和国(江蘇省)における、鳥インフルエンザ(H5N1)の人から人への感染疑いについて」)、

- ・中国政府衛生部が濃厚接触者すべての健康監視の終了について発表したこと
- ・患者の隔離から潜伏期間以上の日数が経過し、同一地域において新たな感染者が認められないこと

から、本対応については12月26日を以て解除したところです。

なお、中華人民共和国については、インフルエンザ(H5N1)流行国として従来の検疫対応を継続しています。

各都道府県等におかれましては、引き続き新型インフルエンザの発生に備え、体制の準備を進めていただくようお願いいたします。

平成 19 年 12 月 27 日

(照会先)

健康局結核感染症課
課長補佐 三宅邦明(内線 2373)

医薬食品局食品安全部
企画情報課検疫業務管理室
室長補佐 原田 誠(内線 2463)

中華人民共和国(江蘇省)における、鳥インフルエンザ(H5N1)の
人から人への感染疑いに対する対応の解除について

12 月 10 日付発表しました中国に対する検疫体制の強化につきまして(「中華人民
共和国(江蘇省)における、鳥インフルエンザ(H5N1)の人から人への感染疑いへの
対応について」)、

- ・中国政府衛生部が濃厚接触者すべての健康監視の終了について発表したこと
- ・患者の隔離から潜伏期間以上の日数が経過し、同一地域において新たな感染者が
認められないこと

から、本対応については12月26日を以て解除しました。

なお、中華人民共和国については、インフルエンザ(H5N1)流行国として以下のと
おり従来の対応を継続しています。

インフルエンザ(H5N1)流行国に対する従来の対応

- ・インフルエンザ(H5N1)発生国からの入国者について、
 - ① サーモグラフィー(熱感知装置)等により、インフルエンザ様症状の者(38℃
以上の発熱及び急性呼吸器症状がある者)を確認。
 - ② ①で確認されたインフルエンザ様症状の者については、10日以内に、
 - 1) インフルエンザ(H5N1)に感染している又は感染している疑いのある鳥
と接触したか
 - 2) インフルエンザ(H5N1)に感染している又は感染している疑いのある患
者と接触したかを確認。
 - ③ ②で、1)・2)の接触歴が確認された者については、インフルエンザ(H5N
1)に感染しているかどうかの検査を実施。
 - ④ ③の検査の結果、インフルエンザ(H5N1)に感染していることが確認された
者や、検査中にH5型のインフルエンザの感染が判明した者(注)は、入院措
置し、治療。

(注:H5N1型の感染が確認される前に、H5型の感染について判明するのが通例。)